

成田市国民健康保険運営協議会会議概要

1. 開催日時

平成28年7月14日（木）午後2時00分～午後3時15分

2. 開催場所

成田市花崎町760番地

成田市役所議会棟 3階執行部控室

3. 出席委員

今井委員、丸委員、椿委員、小幡委員、若村委員、太田委員

藤崎委員、富澤委員、木内委員、宇野澤委員、西山委員、込山委員

小柳委員、秋山委員、大三川委員

4. 市側出席者

(執行部)

大木市民生活部長

(事務局職員)

保険年金課

山田課長、谷平主幹、内田主幹、那須主任主事、大橋主事

納税課

山田課長、宮野主幹

5. 議題等

(1) 報告事項

①報告第1号 成田市国民健康保険税条例の一部改正について

②報告第2号 平成27年度成田市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算について

③報告第3号 平成27年度成田市国民健康保険特別会計（施設勘定）歳入歳出決算について

6 議事（要旨）

報告第1号 成田市国民健康保険税条例の一部改正について、事務局より説明

質問 その他的一般会計繰入金について、平成26年度から平成27年度は約1億円増加しているが、税改正後の平成28年度では減少するのか。

答え 国保特別会計の赤字を補てんするために一般会計から約1億2千万円を繰り入れており、前年度と比較すると、約1億5千万円多くなっている。この繰入金は、平成25年度に税率改正した時は約9億円であったが、毎年増加している。

このため、大幅な赤字を少しでも抑制するために、平成28年度に約一人あたり1万円の税率改正を行った。この税率改正により予算ベースで、約2億7千万円繰入金が減少すると見込んでいます。

質問 約3億円増税したが、国保税が約3億円減税しているので、プラスマイナスはゼロではないのか。何故、繰入金が約2億7千万円減少するのか。

答え 保険税軽減分については、その全額を一般会計から国保特別会計に繰り入れて補てんしている。その費用の内訳は、県が

3 / 4 負担しており、残りの 1 / 4 が市の負担となる。

報告第 2 号 平成 2 7 年度成田市国民健康保険特別会計（事業勘定）
歳入歳出決算（案）について事務局より説明

質問 不納欠損額と収入未済額の定義とは。

答え 地方税法の定めにより、滞納処分は対象者に財産がある場合に行われる。しかし、財産がなく滞納処分の執行を停止し、それが 3 年間続いたとき、あるいはその間に時効を迎えたときは、回収できなかった分として不納欠損としている。

また、調定額から収入済額を引き、そこから不納欠損額を引いた額が収入未済額になる。

質問 後期高齢者数と前期高齢者数の推移と推計方法について。

答え 平成 2 7 年度末で後期高齢者（7 5 歳以上）は 1 1, 8 6 3 人、前期高齢者（6 5 歳～7 4 歳）は 1 1, 8 5 3 人であり、毎年増加している状況である。

報告第 3 号 平成 2 7 年度成田市国民健康保険特別会計（施設勘定）
歳入歳出決算（案）について事務局より説明

質問 診療収入が平成 2 6 年度と比べると少ないが、外来患者数はどうなっているのか。

答え 平成 2 6 年度は、延べ人数で 1 6, 3 5 5 人、診療日数は 2 3 9 日、1 日当りの平均来院者数は 6 8. 4 人だった。平成 2 7 年度は、延べ人数で 1 6, 6 6 7 人、診療日数は 2 4 3 日、

1日当りの平均来院数は68.6人だった。

その他 平成30年度からの広域化について事務局から説明

質問 広域化の際、「保険税」と「保険料」どちらにするのか、市の裁量で決められるのか。

答え 規模が大きな市は「保険料」を採用しているところが多いが、成田市は「保険税」としている。平成30年度の広域化に当たっては県から何も示されてはいないので、市の裁量で決めることになることと認識している。

質問 広域化によって、激変緩和措置があるとはいえ、将来的に成田市の保険税があがるという基本認識でよいか。

また、広域化の法的な改正措置はないということか。

答え 各市町村の事情をみて、段階的に標準保険税率に近づけていくことになるが、その期限は示されていない。県内で統一した保険税率とするのは大変難しいので、例えば医療圏ごとや印旛地区などので統合していく案も出ている。

質問 成田市は県内では、保険税が低いので広域化することで当然保険税が上がってしまう。軽減措置を構築するという話ではあるが、成田市としての認識は。

答え 一般会計からの繰入金を、どのようにしていくか議論すべきところである。

また、標準保険税率について、県内の都会部と農村部では医療水準が異なるという意見も出ている。地域や医療圏ごとに

状況は異なるため、県から示される数字をみて判断をしたい。

その際は、議会や運営協議会委員の皆様の意見をいただきたい。

質問 平成30年から保険者は県と市のどちらになるか。

答え 財政運営の主体は県となり、医療費の支払いに必要な費用は全額県から交付される。そして、市は保険税を徴収し県に納付金として納めることとなる。

また、窓口業務と賦課徴収事務については、今までどおり市が行うこととなるので、業務は現状と変わらない。

会議の概要は、以上のとおりです。

7 傍聴

なし

8 次回開催日（予定）

平成29年2月